

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 7 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その3）

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛に連絡しましたので、お知らせいたします。



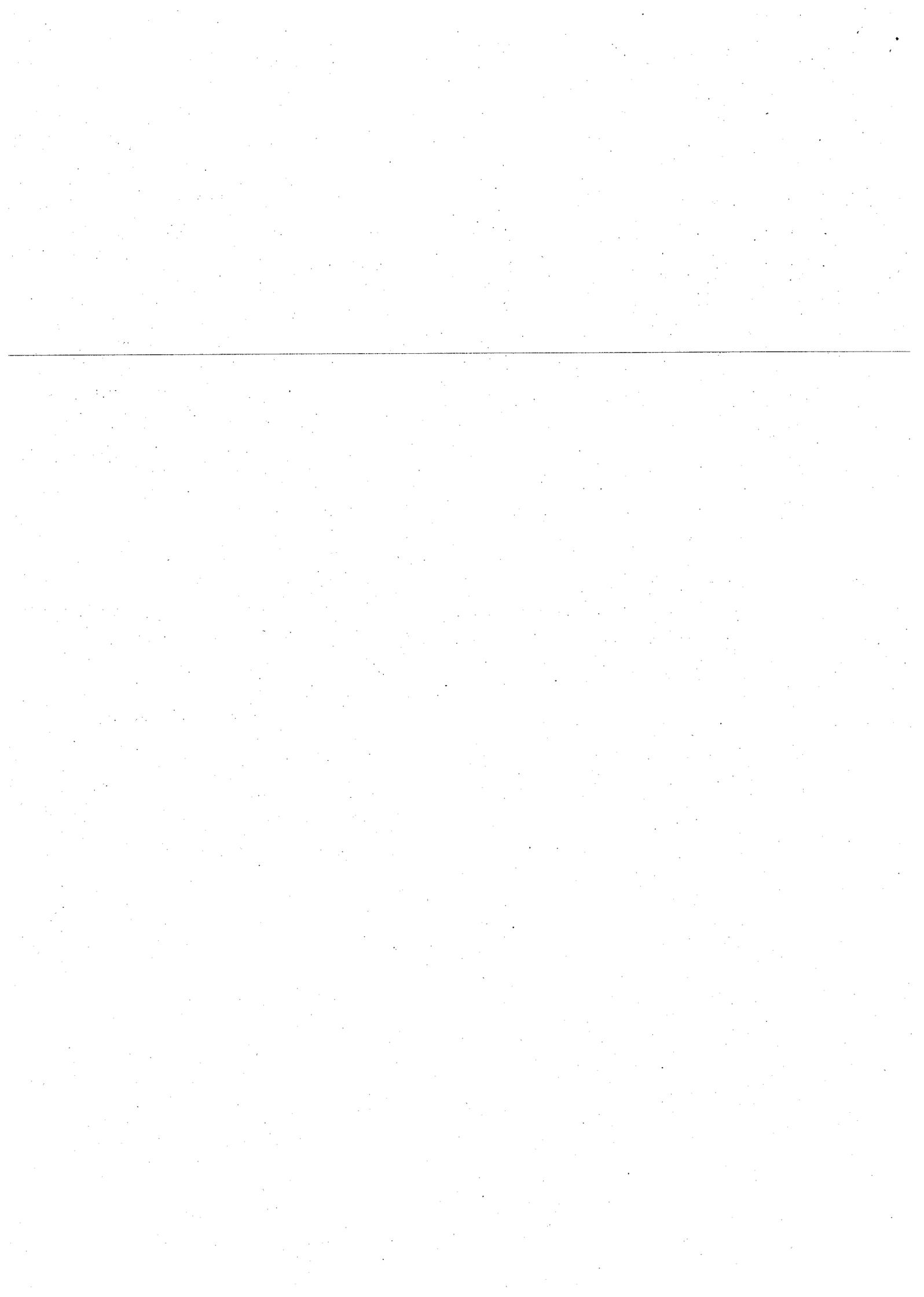
事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その3）

第十七改正日本薬局方（平成 28 年厚生労働省告示第 64 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。



第十七改正日本薬局方告示版に対する正誤表（その3）

1. 一般試験法

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
9.41 試薬・試液 トリス緩衝液, 0.5 mol/L, pH 8.1	272、左	↓ 19	水 <u>100 mL</u> に溶かし,	水 <u>160 mL</u> に溶かし,

2. 医薬品各条（化学薬品等）

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
シロドシン錠	885、右	↓ 19	溶出性 <u>(6.10)</u>	溶出性 <u>(6.02)</u>
セファクロルカプセル	929、左	↑ 10	A_T	A_{T_1}
セファクロルカプセル	929、左	↑ 8	ΣA_T	ΣA_{T_2}
セファクロルカプセル	929、左	↑ 4	A_T	A_{T_1}
チクロピジン塩酸塩錠	1056、右	↓ 4	この液2 mLを量り、 <u>水/メタノール混液(1:1)</u> を加えて50 mLとし、標準溶液とする。	この液2 mLを量り、 <u>水</u> を加えて50 mLとし、標準溶液とする。
ドキサゾシンメシル酸塩	1107、左	↑ 14	1-(4-Amino-6,7-dimethoxyquinazolin-2-yl)-4- <u>[(2RS)-2,3-dihydro-1,4-benzodioxin-2-yl]carbonyl</u> piperazine <u>monomethanesulfonate</u>	1-(4-Amino-6,7-dimethoxyquinazolin-2-yl)-4- <u>[(2RS)-2,3-dihydro-1,4-benzodioxin-2-yl]carbonyl</u> piperazine <u>monomethansulfonate</u>

3. 医薬品各条（生薬等）

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
セッコウ	1835、左	↓ 20	本品の粉末 1 g に水 <u>20 mL</u> を加え,	本品の粉末 1 g に水 <u>20</u> を加え,

4. 参考情報

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
生薬及び生薬製剤のアフラトキシン 試験法	2440、左	↑13	1) IARC, IARC monographs on the evaluation of <u>carcinogenic</u> risks to humans, Volume 82.	1) IARC, IARC monographs on the evaluation of <u>cartinogenic</u> risks to humans, Volume 82.